佐賀県告示第 325 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和3年8月27日から令和3年9月27日まで 佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月27日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 204 号	唐津市肥前町新木場字山頭甲 1817 番 2 地 先から	令和3.8.27
	唐津市肥前町新木場字小萬甲 1758 番 14 地先まで	